

平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」により、平成21年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

財政健全化法では、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政の改善に着手させるということから、健全化判断比率の公表やその比率が基準以上の場合には、財政健全化計画などの策定が義務付けられています。

また、一般会計だけでなく、公営企業・一部事務組合・公社・第三セクターなども加えて判断します。

いずれの指標も基準を下回る結果となりました。

1. 健全化判断比率

(単位: %)

実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
今年度	前年度	今年度	前年度	今年度	前年度	今年度	前年度
(12.59)	(12.60)	(17.59)	(17.60)	17.9 (25.0)	19.0 (25.0)	128.6 (350.0)	120.4 (350.0)

備考

・実質赤字額又は連結実質赤字額がないため「-」と表示しています。

・()内は当市の早期健全化基準です。

・健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

2. 資金不足比率

(単位: %)

公営企業会計の名称	資金不足比率	
	今年度	前年度
水道事業会計		
公共下水道事業特別会計		
住宅団地造成事業特別会計		
企業団地造成事業特別会計		

備考

・資金不足がないため「-」と表示しています。

・資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった場合には、公営企業ごとに経営健全化計画を定めなければなりません。

用語の説明

実質赤字比率: 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率: 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率: 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率: 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率: 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

標準財政規模: 標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(市税・譲与税・交付金など)の規模。